

介護老人保健施設 みずばしょう料金表(通所リハビリ)

令和2年4月現在
(単位:円)

【介護保険】

区分	1時間以上2時間未満			2時間以上3時間未満			3時間以上4時間未満			4時間以上5時間未満		
要介護	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	331	662	993	345	690	1,035	446	892	1,338	511	1,022	1,533
要介護2	360	720	1,080	400	800	1,200	523	1,046	1,569	598	1,196	1,794
要介護3	390	780	1,170	457	914	1,371	599	1,198	1,797	684	1,368	2,052
要介護4	419	838	1,257	513	1,026	1,539	697	1,394	2,091	795	1,590	2,385
要介護5	450	900	1,350	569	1,138	1,707	793	1,586	2,379	905	1,810	2,715
区分	5時間以上6時間未満			6時間以上7時間未満			7時間以上8時間未満					
要介護	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担			
要介護1	579	1,158	1,737	670	1,340	2,010	716	1,432	2,148			
要介護2	692	1,384	2,076	801	1,602	2,403	853	1,706	2,559			
要介護3	803	1,606	2,409	929	1,858	2,787	993	1,986	2,979			
要介護4	935	1,870	2,805	1,081	2,162	3,243	1,157	2,314	3,471			
要介護5	1,065	2,130	3,195	1,231	2,462	3,693	1,317	2,634	3,951			

注) 生活保護の方は食費、日用品費、行事費のみになります。

(加算項目)

	1割負担	2割負担	3割負担	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	330	660	990	1月あたり (月4回以上の利用)
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	850	1,700	2,550	1月あたり (開始月から6月以内)
	530	1,060	1,590	1月あたり (開始月から6月超)
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	1,120	2,240	3,360	1月あたり (開始月から6月以内)
	800	1,600	2,400	1月あたり (開始月から6月超)
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	1,220	2,440	3,660	1月あたり (開始月から6月以内)
	900	1,800	2,700	1月あたり (開始月から6月超)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110	220	330	1日あたり
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240	480	720	1日あたり (通所開始より3月以内)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1,920	3,840	5,760	1日あたり (通所開始より3月以内)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	2,000	4,000	6,000	1月あたり (開始月から3月以内)
	1,000	2,000	3,000	1月あたり (開始月から3月超6ヵ月以内)
リハビリテーション提供体制加算	12	24	36	1日あたり (3時間以上4時間未満)
	16	32	48	1日あたり (4時間以上5時間未満)
	20	40	60	1日あたり (5時間以上6時間未満)
	24	48	72	1日あたり (6時間以上7時間未満)
	28	56	84	1日あたり (7時間以上8時間未満)
入浴介助加算	50	100	150	1回あたり
若年性認知症利用者受入加算	60	120	180	1日あたり
栄養改善加算	150	300	450	1回あたり (月2回まで)
栄養スクリーニング加算	5	10	15	1月あたり (6月に1回まで)
口腔機能向上加算	150	300	450	1回あたり (月2回まで)
重度療養管理加算	100	200	300	1日あたり
事業者が送迎を行わなかった場合	-47	-94	-141	片道
サービス提供体制加算(Ⅰ)	18	36	54	1日あたり
介護職員処遇改善加算	(介護認定区分+加算項目×4.7%)			
介護職員等特定処遇改善加算	(介護認定区分+加算項目×2.0%)			

【介護保険以外】

(実施日加算)

食費(昼食料金)	560	1日あたり
行事費(希望時)	実費	クラブ活動時等

注) 医師の指導により食事を持ち込む場合に限り、食費の算定はいたしません。